

社会福祉法瑞穂福祉会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人瑞穂福祉会定款第23条の規程に基づき、役員報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員（以下「役員」という。）の職務執行の対価として支払われるものである。

(役員勤務報酬)

第3条 役員報酬は、各年度の総額が30万円を超えない範囲とする。

2 定時評議員会終結後から翌年の定時評議員会までに開催された役員会（理事会等）のうち、過半数以上出席した役員に対し、年額10,000円の報酬を支払うことができる。

3 当該報酬以外に、理事会及び監事監査等に係る支出及び出張に係る日当の支出は、これを行わないものとする。

(出張旅費等)

第4条 役員が法人業務のため出張する場合は、旅費等を支給することができる。また、業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

2 旅費の支給は、次のとおりとする。

(1) 公共交通機関を利用した場合の旅費は、実費とする。

(2) 私用車を利用した場合の旅費は、1キロメートルあたり37円とし、走行距離に乗じて支払うものとする。

3 旅費は実情を考慮し、増額をすることができる。